

一括議決基準

学校の屋外運動施設、1ヘクタール未満の墓園又は運動・レジャー施設に係る併設建築物

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整区域内における、学校の屋外運動施設、1ヘクタール未満の墓園又は1ヘクタール未満の運動・レジャー施設に係る併設建築物について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 申請者

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の屋外運動施設、開発許可を要しない1ヘクタール未満の墓園、又は1ヘクタール未満の運動・レジャー施設に係る併設建築物の建築を行う者であること。なお、当該土地利用の目的が、主として建築物の建築を目的とするような土地利用を行う者は対象としない。

2 申請地

建築敷地は当該施設の区域内で、土地利用の主たる目的に供される土地の部分と明確に区分され、かつ、必要最小限の広さであること。

3 併設建築物

- (1) 用途は、事務室、休憩室、物置、便所等、当該施設の維持管理又は利用上不可欠と認められるものであること。
- (2) 規模は、平屋建てであること。建築物の延べ面積の合計は、100平方メートル以下とすること。高さは、10メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。

4 その他

- (1) 1ヘクタール未満の墓園については、墓地、埋葬等に関する法律による許可を取得する見込みがあること。
- (2) 他の法令等による許認可等が必要な場合は、その許認可等（見沼土地利用承認を含む。）が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成16年10月1日から施行する。（平成16年8月26日 第3回議決）

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。（平成17年2月25日 第5回議決）

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、都市計画法第43条の規定によりされた許可の申請に係る開発審査会の議を経たものとして取り扱う基準については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、平成21年3月31日までに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づく農業振興地域整備計画の変更に係る申出（以下「申出」という。）をした土地において、申出の目的と開発又は建築行為の土地利用目的が同一であって、施行日以後に行う都市計画法第43条の規定による許可の申請に係る開発審査会の議を経たものとして取り扱う基準については、法第13条第2項の規定により農用地区域から除外された日以後1年以内に限り、なお従前の例による。

（平成20年11月18日 第2回議決）

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。（平成27年2月18日 第5回議決）

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月11日 第3回議決）